別表十七㈢の七付表１の記載要領第１号中「第66条の８第６項」を「第66条の８第５項」に、「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第６号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第㈢号中「第39条の19第６項各号」を「第39条の19第６項」に、「同令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同第㈣号中「第66条の９の４第６項」を「第66条の９の４第５項」に、「第66条の８第６項」を「第66条の８第５項」に、「が同法」を「が令和２年旧措置法」に、「同法第68条の92第６項」を「令和２年旧措置法第68条の92第６項」に改める。

別表十七㈢の七付表１１の記載要領第１号中「第66条の８第７項」を「第66条の８第６項」に、「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第㈢号中「第39条の19第６項各号」を「第39条の19第６項」に、「同令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同第㈣号中「第66条の９の４第６項」を「第66条の９の４第５項」に、「第66条の８第７項」を「第66条の８第６項」に、「が同法」を「が令和２年旧措置法」に、「同法第68条の92第７項」を「令和２年旧措置法第68条の92第７項」に改める。

別表十七㈢の八の記載要領第１号中「第66条の８第８項から第10項まで」を「第66条の８第７項から第９項まで」に、「同条第13項において準用する同条第６項の規定の適用を受ける場合又は」を「同条第11項において準用する同条第５項の規定の適用を受ける場合又は」に、「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第㈡号中「又は」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）」を加え、同第㈢号中「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第㈣号中「第66条の８第11項第１号」を「第66条の８第10項第１号」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第㈤号中「第66条の８第６項」を「第66条の８第５項」に改め、同号㈠中「第66条の８第11項第１号」を「第66条の８第10項第１号」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号㈡中「同条第６項各号に規定する割合又は同令」を「同条第６項に規定する割合又は令和２年旧措置法施行令」に改め、同第七号中「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改め、同第七号中「第66条の８第11項第２号ロ」を「第66条の８第10項第２号ロ」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第八号中「第66条の８第６項」を「第66条の８第５項」に改め、同号㈡中「同条第６項各号に規定する割合又は同令」を「同条第６項に規定する割合又は令和２年旧措置法施行令」に改め、同第九号中「第66条の９の４第７項から第９項まで」を「第66条の９の４第６項から第８項まで」に、「同条第12項において準用する同法第66条の８第６項」を「同条第10項において準用する同法第66条の８第５項」に、「が同法」を「が令和２年旧措置法」に、「同法第68条の92第６項」を「令和２年旧措置法第68条の92第６項」に改める。

別表十七㈢の九の記載要領中「が同法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に、「同法第66条の９の２第２項第２号又は」を「租税特別措置法第66条の９の２第２項第２号又は令和２年旧措置法」に、「同法第66条の９の２第１項又は」を「租税特別措置法第66条の９の２第１項又は令和２年旧措置法」に改める。

別表十七㈣の記載要領第１号中「）又は」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」を加え、「、同法」を「、租税特別措置法」に、「が同法」を「が令和２年旧措置法」に改め、同第㈡号中「）又は」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」を加え、「第68条の88第５項」を「令和２年旧措置法第68条の88第５項」に改め、同第㈢号中「第39条の112第２項」を「令和２年旧措置法施行令第39条の112第２項」に改め、同第五号㈡中「第68条の88第２項」を「令和２年旧措置法第68条の88第２項」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「第68条の88第１項」を「令和２年旧措置法第68条の88第１項」に改める。

別表十七の１１の表中「措置法第68条の89の２第６項の適用の有無」を「令和２年旧措置法第68条の89の２第６項の適用の有無」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第㈡号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第㈢号中「、法」を「、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（次号及び第９号において「令和２年旧法」という。）」に、「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第四号中「法第81条の３第１項」を「令和２年旧法第81条の３第１項」に改め、「の損金不算入等」を削り、同第六号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第七号㈠中「租税特別措置法第68条の90第２項第１号」を「令和２年旧措置法第68条の90第２項第１号」に改め、「特定子法人（」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の」を加え、「同法」を「令和２年旧措置法」に、「係る租税特別措置法」を「係る令和２年旧措置法」に改め、同号㈡中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第九号中「法第61条の13第１項」を「令和２年旧法第61条の13第１項」に、「法第81条の３第１項」を「令和２年旧法第81条の３第１項」に改め、同第十号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改める。